

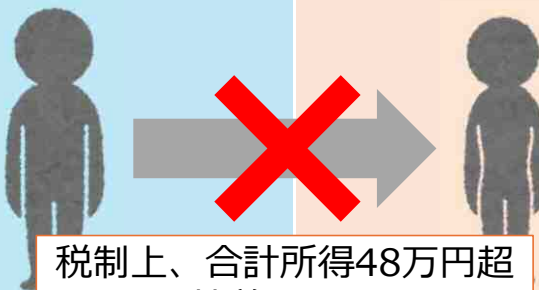
例6

低所得世帯向け給付の対象外 & 定額減税の対象外（令和6年度住民税所得割0円 & 令和6年所得税0円）
& 本人として調整給付受給者であり、令和5年中・令和6年中ともに 合計所得48万円超 だった方

【調整給付時】

夫（納税者・扶養なし）

- ✓妻が扶養から外れた
⇒定額減税可能額（所得税分、住民税分）は1人分（夫）で計算
- ✓定額減税しきれないと見込まれる額を
当初調整給付で支給（1人分）



税制上、合計所得48万円超
は扶養できない

妻（合計所得48万円超・推計所得税あり）

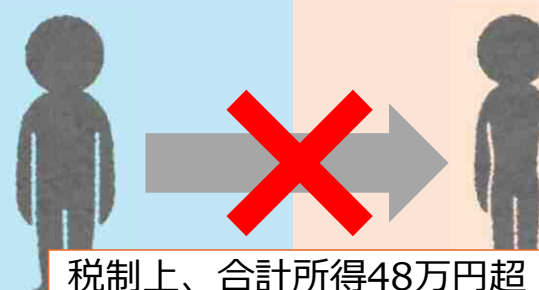
- ✓R5所得税課税、R6住民税所得割非課税
⇒本人として定額減税の対象
- ✓合計所得48万円超
⇒配偶者（夫）の扶養親族等として
定額減税の対象外

本人定額減税（所得税・住民税）
及び当初調整給付で恩恵を受ける予定

【不足額給付時】

夫（納税者・扶養なし）

- ✓妻が扶養から外れた
⇒定額減税可能額（所得税分）は1人分（夫）で計算
- ✓定額減税しきれなかった額と当初調整給付額の差額を不足額給付Ⅰとして支給



税制上、合計所得48万円超
は扶養できない

妻（合計所得48万円超・非課税）

- ✓所得税、住民税所得割ともに非課税
⇒本人として定額減税の対象外
- ✓合計所得48万円超
⇒配偶者（夫）の扶養親族等として
定額減税の対象外

本人・被扶養者として定額減税(所得税)で控除
+不足額給付Ⅰで給付を受けることができない

妻が不足額給付Ⅱの給付対象となる可能性あり

4万円（定額減税可能額（所得税分+住民税分））－当初調整給付にて給付された額

【妻の定額減税額（住民税分）】

本人に給付した当初調整給付にて給付されている。

【妻の定額減税額（所得税分）】

本人所得税非課税のため本人の令和6年分所得税からは控除されない。本人に給付した当初調整給付にて十分な恩恵を受け切れていない場合は、妻に対し不足額給付Ⅱとして給付される。